

## 水道料金 & 公共下水道使用料(消費税10%)

みなべ町の水道料金は、口径の大きさによって使用水量を元に算出します。公共下水道使用料も水道の使用水量を元に算出します(井戸水のみを使用している場合や、水道と井戸水を併用している場合も、その使用水量が元になります)。

### ■水道料金と公共下水道使用料の算出方法

2か月に1度、検針した水道使用量を元に算出します。

- 水道料金は、基本料金+超過料金+メーター使用料の合計です。(消費税込み)

水道料金表(2か月分)

(消費税10%込み)

口径	料 金				メーター 使用料
	基本料金		超過料金		
φ 13 ミリ	20m <sup>3</sup> まで	1,507円	1m <sup>3</sup> につき	88円	132円
φ 20 ミリ	40m <sup>3</sup> まで	3,850円	1m <sup>3</sup> につき	110円	220円
φ 25 ミリ			330円		
φ 40 ミリ			1m <sup>3</sup> につき	231円	660円
φ 50 ミリ			1,540円		
φ 75 ミリ			2,200円		
φ 100 ミリ	40m <sup>3</sup> まで	6,160円	4,000m <sup>3</sup> まで	176円	6,600円
			4,001m <sup>3</sup> から	275円	

- 公共下水道使用料は、基本料金+超過料金の合計です。(消費税込み。合計金額の10円未満は切り捨て)

下水道料金表(2か月分)

(消費税10%込み)

基本料金		超 過 料 金	
基本水量	基本金額	超過水量	超過料金
20m <sup>3</sup> まで	2,640円	20m <sup>3</sup> を超え、60m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 143円
		60m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 154円
		100m <sup>3</sup> を超え、200m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 165円
		200m <sup>3</sup> を超え、400m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 176円
		400m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき 198円

### 【使用例】(2か月分)(消費税込み)

○口径 φ13ミリで、上下水道を30m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金&公共下水道使用料金

水道料金→ 基本料金 1,507円+超過料金 880円(88円×10m<sup>3</sup>)+メーター使用料 132円 = 2,519円

下水道使用料→ 基本料金 2,640円+超過料金 1,430円(143円×10m<sup>3</sup>)÷ 4,070円 合計 6,589円

(裏面に水道料金&公共下水道使用料の料金早見表を掲載しています)

### ■水道料金と公共下水道使用料のお支払い方法

水道料金と公共下水道使用料のお支払いは、2か月ごとです。

留守がちな方やお忙しい方は取扱金融機関の口座振替が便利ですのでぜひご利用ください。納付書で納入される方は取扱金融機関か、みなべ町役場でお支払いください。また、全国のほとんどのコンビニエンスストアや、一部のスマホ収納アプリでも、支払えます。

使用月	請求月	口座振替日	窓口納付期限	コンビニ取扱期限
3月~4月	5月	5月 26日	5月末日	5月末日より20日後
5月~6月	7月	7月 26日	7月末日	7月末日より20日後
7月~8月	9月	9月 26日	9月末日	9月末日より20日後
9月~10月	11月	11月 26日	11月末日	11月末日より20日後
11月~12月	1月	1月 26日	1月末日	1月末日より20日後
1月~2月	3月	3月 26日	3月末日	3月末日より20日後

※上記の口座振替日、窓口納付期限が土・日、祝日の場合は、翌営業日に繰り越します。

(コンビニ取扱期限は翌営業日より20日後となります)

但し、3月のみ、窓口納付期限が土・日の場合は、前営業日になります。

#### ※取扱金融機関

☆紀州農業協同組合 ☆紀陽銀行 ☆きのくに信用金庫  
☆なぎさ信用漁業協同組合連合会 ☆ゆうちょ銀行・郵便局